

本部町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月  
本部町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 8

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では、令和6年度から8年度までの三年間を集中取組期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的な推進が進められている。

このような中、本町においても、教育目標である『「**武本部**」の精神で、**未来を担い、明日を切り拓く人づくり**』の実現に向けて、沖縄県の計画と連動して、教職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組む必要があるため、本計画を策定し、実効性ある取組の推進を図るものである。

## (2) 本町の現状

○ 本町では、令和5年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「本部町立学校の教職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本町における学校事務職員等含む教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合	年 360 時間超
小学校	月 33.2 時間	20.7%	1.3%	46.3%
中学校	月 34.0 時間	20.8%	1.6%	47.1%

○ 時間外在校時間の年平均、月 45 時間を超える割合、月 80 時間を超える割合、年 360 時間を超える割合において、小学校に比べ中学校の方がいずれも高くなっている。

○ 小学校における時間外在校等時間が月 80 時間超となった主な理由として、まず「授業準備」、次に「事務・報告書作成」が挙げられている。

○ 中学校における時間外在校等時間が月 80 時間超となった主な理由として、まず「部活動指導」、次に「授業準備」が挙げられている。

○ これら業務の負担感が大きくなっており、ICTの有効活用を図ることや会議を削減することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目的・目標・成果指標

目的・目標・成果指標については、沖縄県教育委員会にて方針が示されている。本町においても、その方針に準ずるものとする。

### (1) 目的

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整える。

👁️ 児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上

### (2) 目標

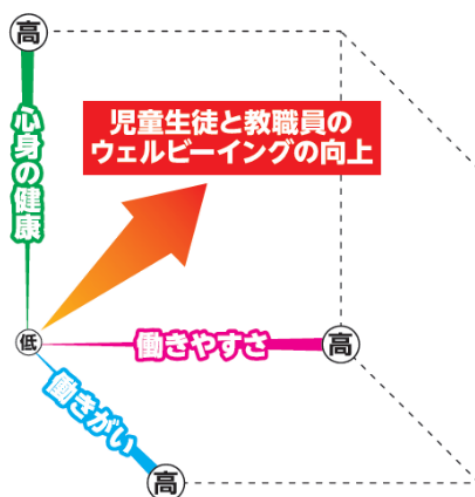
目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上

《教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備》

表.3軸・6視点

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
6視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同僚・管理職との良好な人間関係の構築</li> <li>○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒・保護者との信頼関係の構築</li> <li>○資質能力の向上や専門性の発揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成</li> <li>○長時間勤務の改善</li> </ul>

働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組



(3) 評価（成果指標）

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

- 成果指標1： 学校評価（教職員対象）の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標2： 「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標3： 客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目 ⇒（学校評価に設定）										
○同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答選択肢（4件法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 当てはまる</td> <td rowspan="2">肯定的回答 (AとB)</td> </tr> <tr> <td>B ある程度当てはまる</td> </tr> <tr> <td>C あまり当てはまらない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 当てはまらない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回答選択肢（4件法）		A 当てはまる	肯定的回答 (AとB)	B ある程度当てはまる	C あまり当てはまらない		D 当てはまらない	
回答選択肢（4件法）										
A 当てはまる		肯定的回答 (AとB)								
B ある程度当てはまる										
C あまり当てはまらない										
D 当てはまらない										
○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保ができています。										
○一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。										
○より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。										
○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。										

(4) 検証（成果指標の目標値）

- 成果指標1、成果指標2の目標値（ワーク・ライフ・バランスに関する目標）  
全教職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和8年度（2026年度）末までに肯定的回答の割合を80%以上とする。
- 成果指標3の目標値（時間外在校等時間に関する目標）  
教職員の心身の健康を守るために、**全教職員が時間外在校等時間上限（月45時間、年360時間）以内での勤務を目指して**、令和8年度（2026年度）末までに
  - ・ 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。
  - ・ 時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の年平均割合を令和6年度の50%以下とする。

【具体的な目標値】

（令和8年度末）

目標値	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合	年360時間超
小学校	月16.6時間	10.3%	0.7%	23.2%
中学校	月17.0時間	10.4%	0.8%	23.5%

- ・ 令和11年度末までに、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることを旨とする。

### 3. 計画の期間



令和8年度

※「みんなの学校！ピースフル・プラン」の実施期間（集中取組期間）が、令和6年度から令和8年度までの3年間としている関係上、令和8年度中に、令和9年度から令和11年度の3年間における本計画の取組内容等を検討する。

★「みんなの学校！ピースフル・プラン」の具体的な内容は下記を参照。

**「みんなの学校！ピースフル・プラン」（沖縄県公立学校における働き方改革推進計画）**

☞ 県教育委員会では、子供たちの未来を創る持続可能な学校を目指し、公立学校における働き方改革を推進する包括的な取組として、沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を令和6年3月に策定。令和6年度から令和8年度までの3年間を取組集中期間として実施。



[https://www.pref.okinawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/027/590/2024peacefulplanwhole.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/590/2024peacefulplanwhole.pdf)



### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※〈No.〇〇〉は「私たちのピース・リスト 2023」の取組項目番号。具体的な取組内容は下記を参照。

**「私たちのピース・リスト 2023」**

☞ 県教育委員会では、令和5年度始めに県内公立学校の全教職員を対象として実施したアンケート結果等から洗い出した課題に対して、3つの柱「人材の確保」「教育DXの推進」「業務の役割分担・適正化」で分類・整理した全50項目の取組事項（No.1~50）の一覧を令和6年3月に策定。



[https://www.pref.okinawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/027/590/2024peacelist2023.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/590/2024peacelist2023.pdf)

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### イ 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・ 町立小中学校における登下校に関する対応等の見直し〈No.45〉
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化〈No.35〉
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ・ 学校給食費の徴収方法の見直し〈No.22〉
  - ・ 学校徴収金の内容や業務等の見直し〈No.23〉
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・ 学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直し〈No.43〉
  - ・ 教職員の地域行事等への動員等の見直し〈No.46〉
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置〈No.2〉

## ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ⑥ 調査・統計等への回答

- ・各教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減〈No.18〉
- ・関係団体等への各種コンクール等の周知・募集方法等の見直しの依頼〈No.19〉

### ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援員の適正配置〈No. 5〉

### ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No. 1〉

### ⑬ 部活動

- ・部活動指導員の適正配置〈No. 3〉
- ・部活動の適切な休養日等の設定〈No.49〉
- ・学校における部活動指導体制の工夫〈No.50〉

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ⑮ 授業準備

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No. 1〉
- ・ICT 支援員の適正配置〈No. 5〉
- ・校務分掌の負担軽減〈No.12〉
- ・年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保〈No.29〉
- ・年間を通じた柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉

### ⑯ 学習評価や成績処理

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No. 1〉
- ・ICT 支援員の適正配置〈No. 5〉
- ・校務分掌の負担軽減〈No.12〉
- ・年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保〈No.29〉
- ・年間を通じた柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉

### ⑰ 学校行事の準備・運営

- ・教員業務支援員等の適正配置〈No. 1〉
- ・学校行事や会議等の在り方の見直しの推進〈No.40〉
- ・周年行事等の式典の見直し〈No.42〉
- ・年間を通じた柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉

### ⑱ 進路指導の準備

- ・年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保〈No.29〉

### ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置〈No. 2〉
- ・学習支援員・特別支援教育支援員の適正配置〈No. 4〉

## (2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・年間授業時数についての点検・見直し〈No.39〉
- ・年間を通した柔軟な時間割編成（日課表）の工夫〈No.48〉

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・長時間勤務の改善〈No.8〉
- ・労働安全衛生管理の充実〈No.9〉
- ・メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実〈No.10〉
- ・復職支援に向けた体制の充実〈No.11〉
- ・時間外在校等時間月 45 時間、月 80 時間、年間 360 時間以上の教職員の状況把握〈No.14〉

※ 沖縄県教育委員会において、令和 7 年 4 月に、県内の公立学校教職員を対象にしたメンタルヘルスケアの指針が策定されました。同指針は、これまでにない本県初めての取組であり、このような教職員に特化したメンタルヘルスのガイドライン等は全国的にも例が少なく、令和 7 度からスタートした「教職員メンタルヘルスの日」（毎年 5 月 1 日、9 月 1 日）の取組と併せて、教職員の心の健康づくりを推進していきます。

★「メンタルサポートガイドライン」の具体的な内容は下記を参照。

### 公立学校教職員のメンタルヘルスケアの指針 「メンタルサポートガイドライン」

☞ 県教育委員会では、公立学校関係者が教職員のメンタルヘルスについて正しく理解し、行動するための指針として、「メンタルサポートガイドライン」を令和 7 年 4 月に策定。

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1034038.html>



## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町立学校における教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 成果指標 1、成果指標 2（ワーク・ライフ・バランスに関する目標）の達成状況については、次の方法で把握する。

- ・成果指標 1：各学校で実施した学校評価（教職員用）の集計結果を、町教育委員会がとりまとめて、県教育委員会へ報告
- ・成果指標 2：町教育委員会が実施した「3軸6視点」に関する管理職アンケートを、町教育委員会がとりまとめて県教育委員会へ報告

(3) 成果指標3（時間外在校等時間に関する目標）の達成状況については、次の方法で把握する。

- ・成果指標3：勤怠管理システムから各学校の時間外在校等時間のデータを集計し、集計結果を町教育委員会が県教育委員会へ報告

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 教育委員会は、域内の学校と連携・協働し、本計画の推進を図るため業務量管理・健康確保措置の実施状況について定期的に情報共有を行う。

(7) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。